

国水下企第 59 号  
令和 3 年 11 月 1 日

各都道府県下水道担当部局長 殿  
各政令指定都市下水道担当部局長 殿  
(上記、各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長  
(公印省略)

### 標準下水道条例の改正について

今般、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 31 号。以下「流域治水関連法」という。)」による下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)改正により、民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新規に創設され、当該部分について、令和 3 年 11 月 1 日に施行されたところ。

これにより、下水道法第 25 条の 10 及び第 25 条の 11 等において、同法第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域(特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号。以下「特定都市河川法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定都市河川流域の区域を除く。)において、公共下水道管理者たる市町村が、民間事業者等から申請のあった雨水貯留浸透施設整備計画の認定を行うこととされている。

また、下水道法第 25 条の 17 において、日本下水道事業団は、認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置等の業務を行うことができることとされている。

※ 併せて、流域治水関連法による特定都市河川法改正により、同法第 11 条及び第 12 条等の規定により、同法の特定都市河川流域において、認定主体を都道府県、指定都市又は中核市の長とする雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が創設され、下水道法に基づく認定制度と同様、日本下水道事業団による施設設置等に係る業務特例が規定されている。

他方、下水道法における雨水貯留浸透施設は、同法第 10 条第 1 項に規定する「排水設備」に整理されるところ、排水設備等の設置に係る手続きや工事等については、従来より、市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付している標準下水道条例(昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号。以下「標準条例」という。)において規定されている。

具体的には、排水設備等の設置等については、第5条において、排水設備等の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市（町村）長の確認を受けなければならないこととしており、第7条において、排水設備等の新設を行った者は、工事完了時に市（町村）長に届け出るとともに、工事の排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定への適合について、市（町村）職員の確認検査を受けることを義務付けている。

また、排水設備等の新設等の工事については、第6条において、原則、指定工事店でなければ行ってはならないこととされている。

今般、前述のとおり、流域治水関連法により、下水道法において、排水設備である雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度が新規に創設されたため、これ等に対応するため、標準条例における排水設備等の新設や当該設備等に係る工事に係る手続きを定める規定について、所要の整備を行う必要がある。このため、別紙のとおり標準条例を改正することとしたので、下記事項に留意のうえ、事務の参考とされたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）にもこの旨周知されたい。

## 記

### 第一 下水道法に基づく認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設に係る計画の確認の適用除外について（標準条例第5条関係）

流域治水関連法における下水道法改正により、同法第25条の10及び第25条の11において、民間事業者等から申請があった雨水貯留浸透施設整備計画が同条の基準に適合すると認めるときは、公共下水道管理者が、計画の認定をすることができることとされている。このため、当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設（以下「認定雨水貯留浸透施設」という。）について、標準条例第5条に基づく下水道管理者による排水設備の新設等に係る計画の法令への適合確認手続きとの重複を排除する必要があることから、認定雨水貯留浸透施設については、同条に基づく確認手続きを必要とする計画の適用除外とすることとする。

なお、標準条例第7条における排水施設整備等の工事完了検査については、最終的な設置状況等の実態確認を目的とするものであることから、認定雨水貯留浸透施設についても、その対象とすることとする。

※ 特定都市河川法による認定制度においては、同法第11条及び12条において、計画の申請先及び認定主体が都道府県、指定都市又は中核市の長とされていることから、同法に基づく認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設が下水道法上の排水設備に該当したとしても、当該施設については、標準条例第5条の公共下水道管理者による確認手続きを必要とする計画の適用除外対象とはしないこととしている。

## 第二 排水設備指定工事店による対象工事の改正について（標準条例第6条関係）

排水設備等の新設等の工事は、規則で定める軽微な工事を除き、市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならないこととされている。今般の流域治水関連法により、下水道法第25条の17又は特定都市河川法第18条において、両法に基づく認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置工事について、日本下水道事業団が行うことができることとされたところ、当該工事については、指定工事店でなければ行ってはならない工事の適用除外とすることとする。

また、昨今、例えば、自治体によっては、大型の雨水貯留浸透施設等、その形状等により、指定工事店以外の者が新設等の工事を行うことが適当とされる排水施設等が増えてきている現状等を踏まえ、その形状等により指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事についても、指定工事店でなければ行ってはならない工事の適用除外とすることとする。

## 第三 その他所要の改正（標準条例第10条関係）

今般の流域治水関連法における下水道法改正に伴う引用条項の変更を行う。

## 第四 留意事項

標準条例は、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として作成しているものであり、規定方法や改正のタイミング、市町村規則に委任しているもの等については、各下水道管理者における事情等を踏まえて個別にご判断いただきたい。

なお、既に浸水被害対策区域を定めている市町村におかれては、今後、早期に民間事業者等から下水道法第25条の10第1項に基づき雨水貯留浸透施設整備計画に係る認定申請が行われる可能性があり、また、特定都市河川流域における市町村においては、特定都市河川法に基づき認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設について、日本下水道事業団による設置工事が行われる可能性があることから、可能な限り早期に標準下水道条例の改正に基づく条例改正を行うことが望ましいと考えられる。

○ 標準下水道条例（昭和三十四年十一月十八日厚生省衛発第一一〇八号・建設省計発第四四一号）改正 新旧対照条文（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第五条 排水設備又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これを「排水設備等」という。）の新設等を行うおとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、法第二十五条の十第一項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行うおとする場合には、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第六条 排水設備等の新設等の工事は、次の各号掲げる工事を除き、市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。</p> <p>一 規則で定める軽微な工事</p> <p>二 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事</p> <p>三 法第二十五条の十七又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（除害施設の設置等）</p>	<p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第五条 排水設備又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これを「排水設備等」という。）の新設等を行うおとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第六条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（除害施設の設置等）</p>

第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。

一〇四十二 (略)

四十三 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第六条第五号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第三十八号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値

2  
(略)

第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ。

一〇四十二 (略)

四十三 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第六条第四号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第三十八号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）当該排水基準に係る数値

2  
(略)

○標準下水道条例について

昭和三十四年一月十八日  
厚生省衛発第千八百八号・建設省計発第四百四十一号  
最近改正 令和元年九月二日  
国水下企第四十六号

標準下水道条例

第一章 総則

(この条例の趣旨)

第一条 市(町村)の設置する公共下水道の管理については、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 下水 法第二条第一号に規定する下水をいう。
- 二 汚水 法第二条第一号に規定する汚水をいう。
- 三 公共下水道 法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。
- 四 流域下水道 法第二条第四号に規定する流域下水道をいう。
- 五 終末処理場 法第二条第六号に規定する終末処理場をいう。
- 六 排水設備 法第十条第一項に規定する排水設備をいう。
- 七 特定施設 法第十一条の二第二項に規定する特定施設をいう。
- 八 除害施設 法第十二条第一項に規定する除害施設をいう。
- 九 特定事業場 法第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。
- 十 使用者 下水を公共下水道に排除してこれを使用する者をいう。
- 十一 水道及び給水装置 それぞれ水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第一項に規定する水道及び同条第九項に規定する給水装置をいう。
- 十二 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね一月の期間をいい、その始期及び終期は、規則で定める。
- 十三 量水標等物件 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二条第七項に規定する量水標等又は下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第十七条の二第一号に規定する工作物をいう。
- 十四 電線等 電線又は下水道法施行令第十七条の二第二号に規定する工作物をいう。
- 十五 熱交換器等 熱交換器又は下水道法施行令第十七条の二第三号に規定する工作物をいう。
- 十六 処理水 下水のうち、終末処理場において処理したものをいう。
- 十七 未処理下水 下水のうち、処理水以外のものをいう。
- 十八 下水熱 下水を熱源とする熱をいう。
- 十九 下水熱利用 下水熱を利用することをいう。
- 二十 下水熱利用事業者 公共下水道に接続設備を設け、当該接続設備により当該公共下水道

から下水を取水し、当該下水を熱源とする熱を利用し、及び当該公共下水道に当該下水を流入させる事業を行おうとする者をいう。

二十一 下水熱利用設備 公共下水道から取水した下水を熱源とする熱を利用するための設備をいう。

二十二 接続設備 公共下水道と下水熱利用設備とを接続する設備をいう。

## 第二章 排水設備の設置等

### (排水設備の設置)

第三条 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、当該日から〇〇日以内に当該排水設備を設置しなければならない。

### (排水設備の接続方法及び内径等)

第四条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

一 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。

二 合流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、公共ます等に固着させること。

三 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるものによること。

四 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、市（町村）長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
一五〇未満	一〇〇以上	一〇〇分の二以上
一五〇以上三〇〇未満	一二五以上	一〇〇分の一・七以上
三〇〇以上五〇〇未満	一五〇以上	一〇〇分の一・五以上
五〇〇以上	二〇〇以上	一〇〇分の一・二以上

五 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、市（町村）長が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で延長が三メートル以下のものの内径は七十五ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
二〇〇未満	一〇〇以上	一〇〇分の二以上
二〇〇以上四〇〇未満	一二五以上	一〇〇分の一・七以上
四〇〇以上六〇〇未満	一五〇以上	一〇〇分の一・五以上
六〇〇以上一五〇〇未満	二〇〇以上	一〇〇分の一・二以上
一五〇〇以上	二五〇以上	一〇〇分の一以上

(排水設備等の計画の確認)

第五条 排水設備又は法第二十四条第一項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、法第二十五条の十第一項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りでない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による市（町村）長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市（町村）長に届け出ることをもって足りる。

### 第三章 排水設備等の工事の事業に係る指定

(排水設備指定工事店の指定)

第六条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。）は、次の各号に掲げる工事を除き、市（町村）長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。

一 規則で定める軽微な工事

二 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして規則で定める工事

三 法第二十五条の十七又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十八条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から〇年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

第六条の二 前条第一項の指定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。

2 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定を受けようとする市（町村）長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第六条の四第一項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名



- 3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 次条第一項第四号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
  - 二 法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書
  - 三 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
  - 四 専属することとなる責任技術者の第六条の九の規定により交付された責任技術者証の写し
  - 五 次条第一項第二号で定める機械器具を有することを証する書類  
(指定の基準)

第六条の三 市(町村)長は、第六条第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- 一 営業所ごとに、次条第一項の規定により責任技術者として登録を受けた者が一名以上専属している者であること。
- 二 規則で定める機械器具を有する者であること。
- 三 ○○都道府県内に営業所がある者であること。
- 四 次のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ロ 第六条の十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
  - ハ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - ニ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市(町村)長は、第六条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

(排水設備工事責任技術者)

第六条の四 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条第一項に規定する排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受けている者のうちから、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 一 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- 二 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- 四 第七条第一項に規定する検査の立ち会い

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(責任技術者の登録)

第六条の五 市(町村)長は、前条第一項において定める責任技術者についての登録を行う。

2 前項の登録の有効期間は、○年とする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を受けなければならない。

(責任技術者の登録の申請)

第六条の六 第六条の四第一項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市(町村)長に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 二 次条第一項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類
- 三 次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(責任技術者の登録の資格)

第六条の七 責任技術者認定試験に合格した者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 市(町村)長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第四項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から二年を経過しない者
- 三 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

3 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市(町村)長にその旨を届け出るものとする。

4 市(町村)長は、責任技術者の登録を受けている者が、この条例に違反したときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は〇月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(責任技術者認定試験)

第六条の八 責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、〇〇が行う。

2 責任技術者認定試験の受験資格、試験科目、受験手続その他責任技術者認定試験の実施細目は、規則で定める。

(責任技術者証)

第六条の九 市(町村)長は、第六条の七第一項に定める登録資格を有する者から第六条の六の申請があったときは、責任技術者としての登録を行い、責任技術者証を交付する。

2 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市(町村)の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 責任技術者は、第六条の七第四項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市(町村)長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店証)

第六条の十 市(町村)長は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水

設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、第六条の十三第一項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市（町村）長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付、再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第六条の十一 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

（変更の届出等）

第六条の十二 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他規則で定める事項に変更があったとき、第六条の三第一項第四号イ、ニ若しくはホのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。

（指定の取消し又は一時停止）

第六条の十三 市（町村）長は、指定工事店が次に各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の指定を取り消し又は〇月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- 一 第六条の三第一項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第六条の四第一項の規定に違反したとき。
- 三 第六条の十一に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
- 四 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- 六 不正の手段により第六条第一項の指定を受けたとき。

- 2 第六条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（排水設備等の工事の検査）

第七条 排水設備等の新設を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から〇〇日以内にその旨を市（町村）長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市（町村）の職員の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

#### 第四章 公共下水道の使用

（除害施設の設置等）

第八条 法第十二条第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- 一 温度 四十五度未満
  - 二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
  - 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
    - イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
    - ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
  - 四 汚<sup>よう</sup>素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム未満
- 2 前項の規定は、一日当たりの平均的な下水の量が〇〇立方メートル未満である者には、適用しない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第九条 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第十二条の二第三項及び第五項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

- 一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき【三百八十】ミリグラム未満
  - 二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
  - 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
  - 四 浮遊物質<sup>りゅう</sup>量 一リットルにつき六百ミリグラム未満
  - 五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
    - イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
    - ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
  - 六 窒素含有量 一リットルにつき[二百四十]ミリグラム未満
  - 七 磷含有量 一リットルにつき[三十二]ミリグラム未満
- 2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。
- 一 前項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の規定による環境省令により、又は同法第三条第三項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
  - 二 前項第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

(除害施設の設置等)

第十条 法第十二条の十一第一項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム（〇・〇三）ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン（一）ミリグラム以下
- 三 有機磷化合物 一リットルにつき（一）ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛（〇・一）ミリグラム以下

- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム (〇・五) ミリグラム以下
- 六 砒素及びその化合物 一リットルにつき砒素 (〇・一) ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀 (〇・〇〇五) ミリグラム以下
- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき (〇・〇〇三) ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき (〇・一) ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき (〇・一) ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき (〇・二) ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき (〇・〇二) ミリグラム以下
- 十四 一・二-ジクロロエタン 一リットルにつき (〇・〇四) ミリグラム以下
- 十五 一・一-ジクロロエチレン 一リットルにつき (一) ミリグラム以下
- 十六 シス-一・二-ジクロロエチレン 一リットルにつき (〇・四) ミリグラム以下
- 十七 一・一・一-トリクロロエタン 一リットルにつき (三) ミリグラム以下
- 十八 一・一・二-トリクロロエタン 一リットルにつき (〇・〇六) ミリグラム以下
- 十九 一・三-ジクロロプロペン 一リットルにつき (〇・〇二) ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム) 一リットルにつき (〇・〇六) ミリグラム以下
- 二十一 ニ-クロロ-四・六-ビスエチルアミノ-s-トリアジン (別名シマジン) 一リットルにつき (〇・〇三) ミリグラム以下
- 二十二 S-四-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 一リットルにつき (〇・二) ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼン 一リットルにつき (〇・一) ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン (〇・一) ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道 (雨水流域下水道を除く。以下この項において同じ。) 又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては一リットルにつきほう素 (十) ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては一リットルにつきほう素 (二百三十) ミリグラム以下
- 二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては一リットルにつきふつ素 (八) ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては一リットルにつきふつ素 (十五) ミリグラム以下
- 二十七 一・四-ジオキサン 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下
- 二十八 フェノール類 一リットルにつき (五) ミリグラム以下
- 二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅 (三) ミリグラム以下
- 三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛 (二) ミリグラム以下
- 三十一 鉄及びその化合物 (溶解性) 一リットルにつき鉄 (十) ミリグラム以下

- 三十二 マンガン及びその化合物（溶解性） 一リットルにつきマンガン（十）ミリグラム以下
- 三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム（二）ミリグラム以下
- 三十四 ダイオキシン類 一リットルにつき {十} ピコグラム以下
- 三十五 温度 四十五度未満
- 三十六 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき【三百八十】ミリグラム未満
- 三十七 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
- 三十八 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
- 三十九 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満
- 四十 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - イ 鉱油類含有量 一リットルにつき（五）ミリグラム以下
  - ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき（三十）ミリグラム以下
- 四十一 窒素含有量 一リットルにつき [二百四十] ミリグラム未満
- 四十二 燐含有量 一リットルにつき [三十二] ミリグラム未満
- 四十三 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道（当該公共下水道が法第六条第五号に規定する流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道）からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第三十八号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定めるものについては、一日当たりの平均的な下水の量が〇〇立方メートル未満である者には、適用しない。

（水質管理責任者制度）

第十一条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なく、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。

（除害施設の設置等の届出）

第十二条 除害施設を設置し、休止し又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

（排除の停止又は制限）

第十三条 市（町村）長は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- 一 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- 二 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市（町村）長が管理上必要があると認めるとき。

（使用開始等の届出）

第十四条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市（町村）長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

2 法第十一条の二、第十二条の三、第十二条の四又は第十二条の七の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

第十五条 市(町村)は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替の方法により徴収する。

3 使用料は、毎使用月の終日の翌日から起算して〇〇日以内に納入しなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、市(町村)長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市(町村)長が必要があると認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第十六条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額(一円未満の端数は切り捨てる。)とする。

(表 略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

一 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、二以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市(町村)長が認定する。

二 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市(町村)長が認定する。

三 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して〇〇日以内に市(町村)長に提出しなければならない。この場合においては、前二号の規定にかかわらず、市(町村)長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、一使用月として算定する。

(使用の態様の変更の届出)

第十六条の二 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市(町村)長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第十七条 市(町村)長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

第五章 雑則

(改善命令)

第十八条 市(町村)長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第十九条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市(町村)長に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- 一 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図
- 二 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第二十条 法第二十四条第一項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

(占用)

第二十一条 公共下水道の敷地、排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)又は終末処理場に物件(量水標等物件、電線等、熱交換器等及び接続設備を除く。以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地、排水施設又は終末処理場を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市(町村)長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第二十四条第一項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可があったものとみなす。

- 一 占用の目的
- 二 占用の期間
- 三 占用の場所
- 四 占用物件の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の施設の復旧の方法

2 市(町村)は、前項の許可を受けた者から、次の表に掲げる占用料を徴収することができる。

(表 略)

(暗渠の使用に係る調査)

第二十一条の二 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分(以下単に「暗渠」という。)に量水標等物件、電線等又は熱交換器等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、当該暗渠についての使用の可能性を確認する調査(以下単に「調査」という。)を市(町村)長に申請しなければならない。

2 市(町村)長は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査を申請した者に指示するものとする。



(暗渠の使用)

第二十一条の三 暗渠に量水標等物件、電線等又は熱交換器等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市(町村)長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 暗渠の使用の目的(熱交換器等を設置する場合にあっては、下水熱利用の事業概要)
  - 二 暗渠の使用の期間
  - 三 暗渠の使用の場所及び量水標等物件、電線等又は熱交換器等の設置箇所
  - 四 量水標等物件、電線等又は熱交換器等の構造
  - 五 工事实施の方法
  - 六 工事の期間
  - 七 公共下水道の施設の復旧の方法
- 2 前条第一項に規定する調査を申請した者が自ら当該調査を行った場合においては、前項の申請書に当該調査の結果を記載した書面を添付しなければならない。
- 3 国、地方公共団体又は熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者以外の者が熱交換器等を設置する場合においては、第一項の申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 一 工事費概算書
  - 二 所要資金の調達方法及び借入金の返済計画を記載した書類
  - 三 貸借対照表及び損益計算書
  - 四 下水熱利用について知識及び経験を有する者の確保の状況を記載した書類
  - 五 その他下水熱利用に関する計画、経理的基礎又は技術的能力を確認するために必要となる書類

(量水標等物件の設置に係る許可の基準)

第二十一条の四 市(町村)長は、量水標等物件の設置に係る前条の規定による申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。

- 一 暗渠について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が設置しようとする量水標等物件が次に掲げる技術的基準に適合すること。
    - イ 量水標等物件を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所であること。
    - ロ 量水標等物件を設置する管渠の断面積に占める当該量水標等物件の断面積の割合が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。
    - ハ 量水標等物件の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
  - 二 量水標等物件の設置により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。
  - ホ 量水標等物件は、原則として電圧のかからないものであること。
- 二 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
- イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがな

い時期及び方法を選ぶこと。

ロ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

四 前号に規定するもののほか、申請者による量水標等の設置に係る工事又は量水標等の維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

五 申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。

六 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

七 申請者が個人である場合、その支配人のうち第五号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

八 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。

九 暗渠の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。

2 市（町村）長は、申請者による使用の申請があった日から一月以内に使用の可否についての決定をするものとする。

3 市（町村）長は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合又は第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

4 市（町村）長は、第一項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料（以下「暗渠使用料」という。）を徴収することができる。

（電線等の設置に係る許可の基準）

第二十一条の五 市（町村）長は、電線等の設置に係る第二十一条の三の規定による申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。

一 申請者が設置しようとする電線等が次に掲げる技術的基準に適合すること。

イ 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。

ロ 電線等を設置する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。

ハ 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

ニ 電線等の設置により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

- ホ 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。
  - ヘ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。
  - 二 申請者による電線等の設置に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。
  - 三 申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。
  - 四 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - 五 申請者が個人である場合、その支配人のうち第三号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - 六 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。
  - 七 暗渠の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等を含む。）の取得が可能であると見込まれること。
  - 八 使用の申請に係る暗渠において下水道の管理その他の公共目的の電線等を設置する具体的な計画があり、電線等を複数設置することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な設置が可能であると見込まれること。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。  
（熱交換器等の設置に係る許可の基準）
- 第二十一条の六 市（町村）長は、熱交換器等の設置に係る第二十一条の三の規定による申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。
- 一 申請者が設置しようとする熱交換器等が次に掲げる技術的基準に適合すること。
    - イ 熱交換器等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所であること。
    - ロ 熱交換器等を設置する管渠の断面積に占める当該熱交換器等の断面積の割合が下水の排除及び暗渠の管理上著しい支障を及ぼさないものであること。
    - ハ 熱交換器等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であつて、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
    - ニ 地震によって公共下水道による下水の排除に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。
    - ホ 熱交換器等の設置により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。
    - ヘ 熱交換器等は、原則として電圧のかからないものであること。
    - ト 熱交換器等の温度が過度に上昇又は低下する場合には、耐熱材等を設けること。
  - 二 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

- イ 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。
  - ロ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 三 熱交換器の内部を流れる熱源水は、公共下水道に当該熱源水が流入した場合であっても、公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 四 その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。
  - 五 第二号に規定するもののほか、申請者による熱交換器等の設置に係る工事又は熱交換器等の維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。
  - 六 申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと（許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。）であったことを含む。）がないこと。
  - 七 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - 八 申請者が個人である場合、その支配人のうち第六号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - 九 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。
  - 十 暗渠の使用が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。
- 2 第二十一条の四第二項から第四項までの規定は、暗渠に熱交換器等を設置する場合について準用する。

（許可の条件）

第二十一条の七 市（町村）長は、第二十一条の四第一項、第二十一条の五第一項又は前条第一項の許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

- 一 第二十一条の四第一項、第二十一条の五第一項又は前条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市（町村）長に対して自己の責に帰すべき事由により暗渠の使用の中止を求める場合には、当該使用者の負担により量水標等物件、電線等又は熱交換器等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 二 使用者は、暗渠の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該使用者の負担により量水標等物件、電線等又は熱交換器等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 三 使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該使用者の負担により量水標等物件、電線等又は熱交換器等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。
- 四 使用者は、熱源として利用する前の下水と熱源として利用した後の下水の温度の差の最大値を、熱交換器等の設置に係る第二十一条の三の申請書において示した値よりも減少しよう

とする場合は、事前に市（町村）長に届け出ること。

五 使用者は、熱源として利用する前の下水と熱源として利用した後の下水の温度の差の測定結果を取りまとめて、少なくとも毎年一回、これを公共下水道管理者に報告しなければならないこと。

（占有期間）

第二十一条の八 第二十一条第一項の規定による占有の期間は、五年以内とする。

（使用期間等）

第二十一条の九 第二十一条の三第一項の規定による使用の期間は、五年以内とする。

2 市（町村）長は、使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠に量水標等物件、電線等又は熱交換器等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請がそれぞれ、第二十一条の四第一項、第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市（町村）長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可の取消し）

第二十一条の十 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者の使用の許可を取り消すことができる。

- 一 使用者が暗渠に設置した量水標等物件、電線等、熱交換器等がそれぞれ第二十一条の四第一項、第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項に規定する基準に該当しなくなった場合
- 二 使用者が暗渠使用料を支払わなかった場合
- 三 使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠を使用している実態がない場合
- 四 使用者が暗渠の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合
- 五 使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合
- 六 使用者が使用条件に違反した場合
- 七 前各号に掲げる場合のほか、市（町村）長が使用期間中に公益上やむを得ない理由により量水標等物件、電線等又は熱交換器等について撤去の必要があると判断した場合

（下水熱利用に係る接続設備設置の許可申請）

第二十一条の十一 公共下水道の排水施設又は終末処理場に接続設備を設け、継続して下水熱利用をしようとする下水熱利用事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して市（町村）長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更（第二十一条の十三で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。

- 一 下水熱利用の事業概要
- 二 下水熱利用の接続設備の設置期間
- 三 接続設備の設置場所及び設置箇所
- 四 下水熱利用設備及び接続設備の構造
- 五 工事実施の方法
- 六 工事の期間
- 七 公共下水道の施設の復旧の方法
- 八 未処理下水を熱源とする熱を利用しようとする場合には、その根拠となる法令の条項
- 九 流入させる未処理下水に凝集剤又は洗浄剤を混入することとなる場合は、当該凝集剤又は

洗浄剤の種類、混入量等

(下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

第二十一条の十二 市(町村)長は、前条に規定する申請(以下「下水熱利用許可申請」という。)があった場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

一 下水熱利用許可申請に係る事項が次に掲げる技術的基準に適合すること。

イ 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道から下水を取水するために設ける接続設備は、当該公共下水道による下水の排除又は処理に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること。

(2) 公共下水道に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により当該公共下水道を損傷するおそれが少ない箇所に設けること。

ロ 下水熱利用設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

(1) 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

(3) 下水熱利用設備のうち未処理下水を熱源とする熱を利用するためのもの及びその接続設備(以下「未処理下水熱利用設備等」という。)の管渠は、暗渠とすること。ただし、下水熱利用設備を有する建築物内においては、この限りでない。

(4) 屋外にあるもの(管渠を除く。)にあつては、人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

(5) 未処理下水熱利用設備等のうち屋外にあるもの(管渠を除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他未処理下水の飛散を防止する措置が講ぜられていること。

(6) 下水により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

(7) 地震によって公共下水道による下水の排除及び処理に支障が生じないように可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

(8) 管渠の清掃上必要な個所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

(9) ます又はマンホールには、蓋を設けること。ただし、未処理下水熱利用設備等の管渠に設けるます又はマンホールの蓋にあつては、密閉できるものでなければならない。

(10) 未処理下水熱利用等の管渠の清掃のために設けたますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

(11) 未処理下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(12) 公共下水道から取水する下水の量及び当該公共下水道に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

ハ 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

(1) 公共下水道の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

(2) 公共下水道に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突

出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

(3) その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

ニ 公共下水道から取水する下水の量は、当該公共下水道による下水の排除又は処理に著しい支障を及ぼさないものであること。

ホ 前条第九号の凝集剤又は洗浄剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

ヘ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

二 前号ハに規定するもののほか、下水熱利用許可申請をする者（以下「下水熱利用許可申請者」という。）による下水熱利用設備及び接続設備に係る工事又は維持管理の方法が、市（町村）長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

三 下水熱利用許可申請に係る下水熱利用設備又は接続設備の設置が道路法その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等（変更の許可等も含む。）の取得が可能であると見込まれること。

2 市（町村）長は、下水熱利用許可申請者による下水熱利用許可申請があつた日から〇月以内に下水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定をするものとする。

3 市（町村）長は、前項に規定する期間内に下水熱利用に係る接続設備の設置の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、下水熱利用許可申請者にその旨を通知するものとする。

4 市（町村）長は、第一項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、下水熱利用許可申請者にその旨を通知するものとする。

5 市（町村）長は、第一項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）から下水熱利用に係る利用料（以下「下水熱利用料」という。）を徴収することができる。

（軽微な変更）

第二十一条の十三 第二十一条の十一に規定する軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で、同条に規定する許可を受けて設けた物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であつて、許可事業者が当該物件の設置の目的に付随して行うものとする。

（許可の条件）

第二十一条の十四 市（町村）長は、第二十一条の十一に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

一 許可事業者は、市（町村）長に対して自己の責に帰すべき事由により下水熱利用の中止を求める場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

二 許可事業者は、接続設備の設置期間を満了した際に許可の更新の申請をしない場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

三 許可事業者は、第二十一条の十一に規定する許可が取り消された場合には、当該許可事業者の負担により接続設備を撤去し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

四 許可事業者は、取水する下水の量の最大値を、下水熱利用許可申請において示した値より

も減少しようとする場合、又は取水する下水と流入させる下水の温度の差の最大値を、下水熱利用許可申請において示した値よりも減少しようとする場合は、事前に市（町村）長に届け出ること。

五 許可事業者は、接続設備により公共下水道から取水する下水と同程度の水質（水温を除く。）及び水量の下水を当該公共下水道に流入させること。

六 許可事業者は、取水量、当該量の時間最大値並びに取水した下水及び流入させる下水の温度の測定結果を取りまとめて、少なくとも毎年一回、これを公共下水道管理者に報告しなければならないこと。

（下水熱利用の接続設備の設置期間等）

第二十一条の十五 第二十一条の十一第二号の規定による下水熱利用の接続設備の設置期間は、〇年以内とする。

2 市（町村）長は、許可事業者が下水熱利用の接続設備の設置期間を満了する前に、引き続き継続して接続設備の設置に係る申請をした場合において、当該申請が第二十一条の十二第一項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、市（町村）長が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

（許可の取消し）

第二十一条の十六 市（町村）長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可事業者の接続設備の設置許可を取り消すことができる。

一 許可事業者が公共下水道に設けた接続設備及び下水熱利用設備が第二十一条の十二第一項第一号ロに規定する基準に該当しなくなった場合

二 許可事業者が下水熱利用料を支払わなかった場合

三 接続設備の設置期間中に許可事業者による下水熱利用の実態がない場合

四 許可事業者が虚偽の下水熱利用許可申請を行うことによって第二十一条の十一に規定する許可を受けた場合

五 下水熱利用許可申請の内容と下水熱利用の実態が過度に異なる場合

六 許可事業者が第二十一条の十四に規定する許可の条件に違反した場合

七 前各号に掲げる場合のほか、市（町村）長が接続設備の設置期間中に公益上やむを得ない理由により接続設備について撤去の必要があると判断した場合

（原状回復）

第二十二条 第二十一条第一項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、公共下水道の施設を原状に回復しなければならない。ただし、市（町村）長が原状に回復することが不相当であると認めたときは、この限りでない。

2 市（町村）長は、第二十一条第一項の占用の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不相当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

3 市（町村）長は、使用期間が満了したとき又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなったときは、当該使用者に対して、第二十一条の七の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。



4 市（町村）長は、第二十一条の七の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、使用期間が満了した場合又は使用者が暗渠を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不相当であると認めるときは、使用者に対して、必要な指示をすることができる。

（浸水被害対策区域の指定）

第二十二条の二 法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域は、別表第一及び別表第二に掲げる区域とする。

2 次条及び第二十二条の四の規定は、別表第一及び別表第二に掲げる区域内の土地に係る排水設備に適用する。

（排水に関する技術上の基準）

第二十二条の三 法第二十五条の二の規定により、法第十条第三項の政令で定める技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備の接続の方法は、第四条第一号から第三号までに規定する基準の例によること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造ること。
- 四 排水設備（雨水を地下に浸透させる機能を備えるものを除く。）は、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。
- 五 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 六 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 七 排水管の内径及び排水渠の断面積は、第四条第四号及び第五号に規定する基準の例によること。
- 八 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 九 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
  - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
  - ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
  - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- 十 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- 十一 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
- 十二 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準）

第二十二条の四 法第二十五条の二の規定により、法第十条第三項の政令で定める技術上の基準

に代えて排水設備に適用すべき雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 別表第一に掲げる区域内の土地に係る排水設備は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該土地の面積〇〇平方メートルにつき一個（一個に満たない端数は、切り捨てるものとする。）の別紙第一に定める仕様の雨水浸透ますを備えた構造とすること又はこれと同程度以上に雨水を地下に浸透させることができる性能を有する構造とすること。

ロ 当該土地の面積一平方メートルにつき〇〇立法メートルの容量を有する別紙第二に定める仕様の雨水貯留槽を備えた構造とすること又はこれと同程度以上に雨水を一時的に貯留することができる性能を有する構造とすること。

二 別表第二に掲げる区域内の土地に係る排水設備（面積〇〇平方メートル以上の土地に係るものに限る。）は、前号ロに掲げる基準に適合するものであること。

（手数料）

第二十三条 市（町村）は、次の各号に掲げる事務について、当該事務の申請者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

一 責任技術者の登録 一件につき〇〇円

二 指定工事店の指定 一件につき〇〇円

2 前項の手数料は、申請の際に徴収する。

3 既納の手数料は、返還しない。

（使用料等の督促）

第二十四条 市（町村）長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後〇〇日以内に、規則で定める督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から〇〇日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、一通につき〇〇円の督促手数料を徴収する。

4 使用料等に関して督促をした場合は、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年〇〇・〇パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年〇〇・〇パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

（使用料等の減免）

第二十五条 市（町村）長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減免することができる。

（規則への委任）

第二十六条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第六章 罰則

（罰則）

第二十七条 次の各号に掲げる者は、五万円以下の過料に処する。

一 第五条の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った者

二 第六条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者

三 偽りその他不正な手段により第六条の五に規定する責任技術者の登録を受けた者

四 排水設備等の新設等を行って第七条第一項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者

五 第八条又は第十条の規定に違反した使用者

六 第十二条の規定による届出を怠った者

七 第十七条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者

八 第十八条に規定する命令に違反した者

九 第二十二條第二項、第三項及び第四項の規定による指示に従わなかった者

十 第五条第一項、第十九条の規定による申請書又は図書、第五条第二項本文、第十二条、第十四条、第十六条の二の規定による届出書、第十六条第二項第三号の規定による申告書又は第十七条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第二十八条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

#### 附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から起算して〇〇月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（注）一 第八条、第九条及び第十条に示す物質又は項目の数値は、下水道法施行令第九条の四、第九条の五及び第九条の十一に規定された上限値である。したがって、処理場の能力、流入水の状況等に応じて数値を定める必要がある。

二 【 】内の数字については、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例に別の定めがある場合は、その基準に三・八を乗じて得た数値とする。

三 [ ]内の数字については、第九条にあつては水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例に、第十条にあつては同法第三条第三項の規定による条例その他の条例に別の定めがある場合は、その基準に二を乗じて得た数値とする。

四 ( )内の数字については、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例に別の定めがある場合は、その基準とする。

五 { }内の数字については、ダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例に別の定めがある場合は、その基準とする。

別添

下水道占用・使用許可申請書

新規 (番号)  
更新 年 月 日  
変更

年 月 日

〒

住所  
氏名  
担当者  
TEL

下水道条例の規定により許可を申請します。

占用・使用の目的			
占用・使用の場所	路線名	場所	
	設置箇所		
占用・使用物件	名称	規模	数量
占用・使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 間	占用物件・電線等の構造	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間	工事実施の方法	
復旧方法		添付書類	
備考			

記載要領

- 1 占用・使用の別を○で囲むこと。
- 2 新規、更新、変更については、該当するものを○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用・使用が2以上の地番にわたる場合には、

起点と終点を記載すること。

- 5 「設置箇所」の欄には下水道施設内の設置箇所を記載すること。
- 6 「占用物件・電線等の構造」の欄には、占用物件・電線等の形状、性状等規模以外の構造について記載すること。
- 7 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 8 「添付書類」の欄には、調査の結果を記載した書面、占用・使用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合にその書類名を記載すること。

## <標準下水道条例について>

標準条例の全体版は、(株)ぎょうせいが発行している「下水道法令要覧」や、「逐条解説 下水道法」等に記載されていますが、標準下水道条例が改正された後、これらの出版物が改訂されるまでの間は、最新の条文全体版が存在せず、改正に係る新旧対照表と照らし合わせながら業務を行わなければならない、一覧性の観点から不都合な状況が発生しています。

このような不便を解消するため、標準下水道条例の改正にあわせ、標準下水道条例の全体版を改訂し、送付することとしております。ただし、今回標準下水道条例の全体版を作成するにあたっては、下水道法令要覧等に記載されているものから一部技術的な修正を加えた部分がありますので、必ずしも同一のものではないことをご留意ください。

なお、標準下水道条例は、あくまで地方公共団体の条例作成の参考として作成しているものであり、実際に地方公共団体で条例を作成するにあたって、必ずしも同一のものを作成する必要があるものではありません。